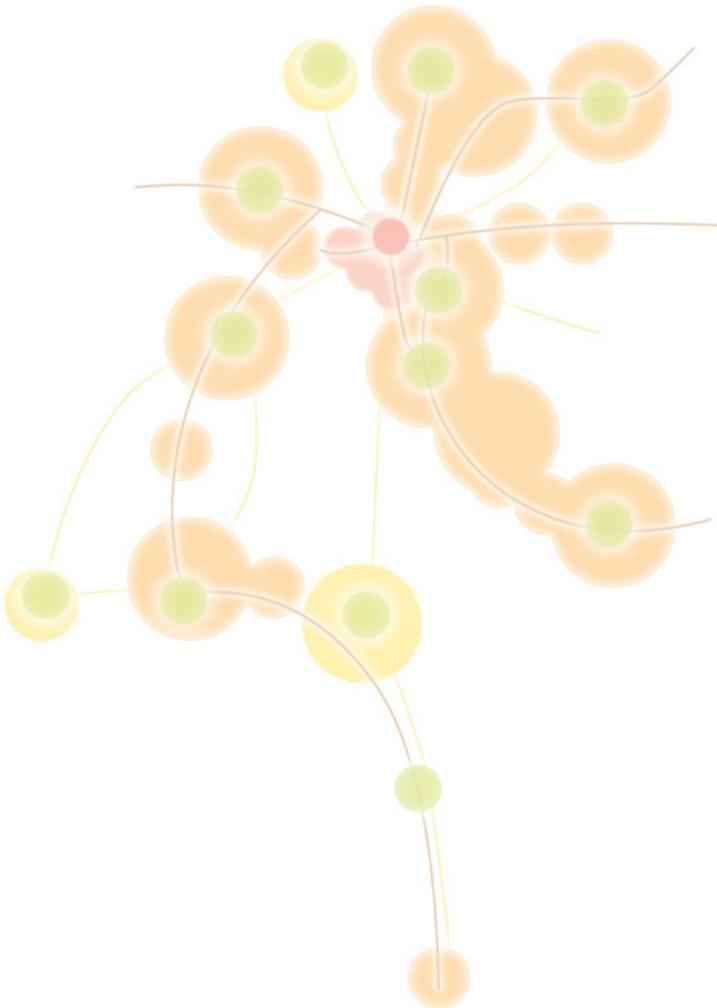


資料編



1 用語解説 (50音順)

	用語	説明
あ	ICカード	IC（集積回路）チップを搭載したプラスチックカードのことで、定期入れに入れたまま自動改札機などにかざす（非接触）だけで通過でき、現金を持ち合わせていなくてもバスや電車を利用できるもので、多様な運賃割引の設定や物販など幅広い対応が可能なカード。
	エコタウン産業団地	ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを旨とする『ゼロエミッション構想』を基軸に、“人と環境にやさしい都市とやま”を実現するために整備された。
	NPO	Non-Profit Organizationの略で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
	LRT	Light Rail Transitの略で、従来の路面電車の走行環境、車両等をグレードアップさせた、人や環境に優しく経済性に優れた公共交通システムのこと。
か	買回り品小売業	買回り品とは、品質や価格などの面において複数の店舗や類似商品を十分に比較検討した上で購入する傾向の強い商品のこと、織物・衣服・身の回り品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、自動車・自転車小売業などがある。
	クラスター型の都市構造	クラスターとは、「ぶどうの房」のこと。一極集中に対し、多核型の構造をクラスター型という。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	建築協定	一定の区域内の土地所有者等の合意の下に、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。
	工業専用地域及び工業地域	都市計画法で決められた用途地域のこと。工業専用地域は、特に工業の利便性を増進するため定める地域のこと、工業専用地域では、工場以外のほとんどの建物は建てられない。一方工業地域は基本的にどんな建物でも建てられるほか、住居、小規模店舗も建てられる。ただし、学校や病院、ホテルなどは建てられない。
	合流式下水道	合流式下水道とは、汚水、雨水を同一の管渠で排除する方式。浸水防除と水洗化の普及促進が同時に図られるとともに施工が容易で安価なため、古くから下水道事業を行っている区域で採用されていた。しかし、合流式下水道は雨量が一定の量を超えると汚水と雨水の混じった水が川などに流れ込むため環境面で問題がある。最近では分流式が採用されている。
	高齢者障害者移動円滑化促進法	鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅館施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。
	コミュニティ	まち、住宅地、集落など地域性、共同性という要件で構成されている地域社会のこと。
	コミュニティバス	中心市街地や交通不便地域において、必要目的に合わせて運行するバス。
さ	シームレス	「継ぎ目のない」の意味。具体的にはバリアフリー対策、同一ホームによる乗り換え、相互直通運転化などの取り組みがある。
	シビルミニマム	市民生活のための必要最小限の環境条件（公共サービス）。
	準住居地域	道路の沿道等において、自動車関連施設などと、住居が調和した環境を保護するための地域。風俗施設、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。

	用語	説明
さ	人口集中地区	市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても人口集中地区に含まれる。略称でDID (Densely Inhabited District) ともいう。
	スカイライン	山や建築物などが空を区切ってつくる輪郭線のこと。
	線引き制度	都市計画法に基づく制度で、計画的なまちづくりを誘導するため、市街化を図る区域と抑制する区域に分け、段階的かつ計画的に市街化を図ろうとするもの。
た	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。
	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。
	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域で、3,000㎡を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場等は建てられない。
	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。
	地域森林計画	森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎に樹立する計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定め、市町村森林整備計画の規範となるもの。富山県では「神通川」「庄川」の2つの森林計画区がある。
	地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。
	中核市	地方自治法に基づいて指定される地域の中核的都市機能を備えた都市で、人口30万人以上を要件とする。指定を受けると、福祉や保健衛生、都市計画などの権限が都道府県より移譲される。
	中山間地域	山間地とその周辺を指す。全国の森林の8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水源の涵養など多くの機能を有している地域。
な	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと。
	農業基盤整備	農業基盤整備には、生産基盤整備と生活基盤整備がある。生産基盤では、ほ場整備・用排水・農道・暗渠排水など、農業の生産性を向上させるための整備を行う。生活基盤では、集落道・集落排水・集落防災・活性化施設・農村公園など、農村居住者の生活を向上させるための整備を行う。
	乗合タクシー	乗合バスのように乗合旅客を運送するタクシーのことで、定時定路線で運行する形態と、それ以外（予約制）の形態がある。
は	ノンステップバス	利用者の乗降をより容易にするため、地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって、ステップ（階段）を解消したノンステップ型又はワンステップ型（スロープ又はリフト付き）車両のバス。
	パーク&ライド	交通混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車（パーク）して、鉄軌道やバスなどの公共交通機関に乗り換え（ライド）て、目的地まで行くシステム。
	パブリックコメント	計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。

	用語	説明
は	バリアフリー	段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること(バリア)を除去(フリー)し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。
	非線引き区域	市街化区域(都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域)との区分を定めてない都市計画区域のこと。
	フィーダーバス	鉄道や基幹バス路線などに接続して、支線的な役割を果たすバス路線のこと。
	プレジャーボート	レジャー用として使う、モーターボート、ヨットなどの船舶。
	保安林	水源かん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。
	防火・準防火地域	都市の安全、特に火災から人々の生命や財産を守るため、都市計画法によって「防火地域」と「準防火地域」を指定する。指定された地域における建築については、耐火・防火のための制限ある。
ま	最寄り品小売業	最寄り品とは、身近なところで購入する傾向の強い商品のことで、飲食料品・医薬品・化粧品小売業などがある。
や	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。
ら	緑化協定	市街地の緑豊かな環境を確保するため、一定の区域内の地権者全員の同意による緑化についての協定。

2 策定の経過（平成20年3月策定時）

年度	計画策定	検討委員会	市民参画等
H17年	・第1回連絡会議（18.2.6）	・第1回検討委員会（18.2.9）	・市民委員の公募（17.11）
H18年	・第2回連絡会議（18.8.22） ・第3回連絡会議（18.10.24） ・第1回策定会議（18.12.18） ・第2回策定会議（19.2.15）	・第2回検討委員会（18.8.24） ・第3回検討委員会（18.10.31） ・第4回検討委員会（18.12.21） ・第5回検討委員会（19.3.23）	・市民意識調査（18.10） ・全体構想（素案）、地域別構想（素案）骨子についてパブリックコメントの実施（19.1）
H19年	・都市マスタープランの策定（20.3）		・市内14箇所での地域別説明会の実施（19.6～7）

3 委員名簿

富山市都市マスタープラン検討委員会

(50音順)

	氏名	所属する団体等
委員長	高山 純一	金沢大学 教授
副委員長	中出 文平	長岡技術科学大学 教授
委員	安部 友則	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所 所長
//	大島 哲夫	社会福祉法人富山市社会福祉協議会 会長
//	神川 康子	富山大学 教授
//	川岸 宏	富山地方鉄道(株) 専務取締役
//	小泉 哲也	国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所 所長
//	小泉 美江子	公募委員
//	小林 博実 (中野 博実)	国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局 支局長
//	酒井 富夫	富山大学 教授
//	窪田 菊次郎 (柴野 吉光)	富山市自治振興連絡協議会 会長
//	富田 憲二	(社)富山県宅地建物取引業協会 富山ブロック長
//	中西 早人	公募委員
//	中村 和之	富山大学 教授
//	能作 靖雄	公募委員
//	松木 俊二 (埴生 雅章)	富山県土木部 次長
//	濱谷 元一郎	富山県商工会議所連合会 常任理事
//	藤田 寛	日本政策投資銀行富山事務所 所長
//	前田 喜美子	公募委員

注1) 表中の氏名、所属団体・役職等は、平成19年3月第5回委員会時

注2) () 内は前任者

富山市都市マスタープラン

2019年(H31)3月

発行：富山市活力都市創造部都市計画課

〒930-8510 富山市新桜町7-38

富山市都市マスタープラン

富山市活力都市創造部都市計画課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL.076-443-2105 FAX.076-443-2190